

こんなときは14日以内に届出をしましょう

国保に入るとき	届出に必要なもの
ほかの健康保険をやめたとき	印かん、健康保険の離脱証明書 年金手帳、年金証書(60~64歳の方)
他市町村から市へ転入したとき	印かん、転出証明書
子どもが生まれたとき	印かん、出生届等
生活保護を受けなくなったとき	印かん、生活保護廃止決定通知書
外国籍の方が加入するとき	印かん、在留カード、パスポート
国保をやめるとき	届出に必要なもの
ほかの健康保険に加入したとき	印かん、保険証、加入した健康保険の 保険証(全員分)
市から他市町村へ転出するとき	印かん、保険証
生活保護を受けるようになったとき	印かん、保険証、生活保護開始決定 通知書
死亡したとき	印かん、保険証
その他	届出に必要なもの
氏名・世帯主名等が変わったとき	印かん、保険証
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	印かん、保険証、本人を証明する もの(運転免許証等)
修学のため子どもが他市町村に下宿するとき	印かん、保険証、在学証明書

※届出のときは、窓口に来る方の本人確認ができるものを、あわせてお持ちください

職場の健康保険に加入している人や後期高齢者医療に加入している人などを除き、すべての人が国民健康保険の加入者となります。就職や退職、引越し等で保

後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります

4月から、平成25年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。年6回の特別徴収(年金からの納付)の期間のうち、4月・6月・8月の3回分の徴収額は、仮徴収の金額となります。

国民健康保険の手続きを忘れずにしましょう

保険料は平成24年の所得で計算しますが、所得額などが確定する7月まで、年間の保険料額は決定しません。保険料額が決まってから特別徴収を開始すると、10月・12月・2月の3回のみで保険料を徴収することになるため、1回当たりの徴収額が高くなってしまう。

料・介護保険料を年金からの特別徴収で納付の方 ※1回当たりの仮徴収額は2月の特別徴収額と同額となります

計金額が18万円以上であつても、個々の年金が18万円未満であれば普通徴収となります

後期高齢者医療保険料・介護保険料の基本的な納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	○		○		○		●		●		●	
普通徴収				■	■	■	■	■	■	■	■	■

○:仮徴収 ●:本徴収 ■:納付書または口座振替

加入手続きが遅れると

国民健康保険は加入の届出をした日からではなく、資格を得た月の分から課税されます。そのため、加入した月の分までさかのぼって保険料を納めなければなりません。

市では国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している方へ、人間ドックの助成を行っています。

国民健康保険・後期高齢者医療人間ドックの助成

医療機関に予約した後、受診日の10日前までに、予約日・受診するコースが分かるものと、印かん・保険証を持参し、市民課窓口で申請してください。

脱退手続きが遅れると ほかの健康保険に加入している方が、国民健康保険の保険証を使って医療を受けると、国保が負担した医療費を後から返していただく場合があります。

助成条件 市の国民健康保険に加入している30歳以上75歳未満の方 または後期高齢者医療制度に加入している方

市と契約している医療機関 国保大網病院、さんむ医療センター、亀田クリニック、亀田総合病院附属幕張クリニック、千葉社会保険病院、塩田病院、斎藤労災病院、八街総合病院(国保のみ)、浅井病院、国保旭中央病院、公立長生病院、千葉ロイヤルクリニック

ねんきんナビ 学生納付特例制度

学生の方で所得がない場合や少ないことにより、保険料を納めることが困難なときは、申請し、日本年金機構で前年の所得などを審査して、承認を受けると、承認された期間の保険料の納付が猶予されます。

- ◆申請できる方は
  - 20歳以上の学生の方で、学生本人の前年所得が118万円以下の方。
  - 前年または今年に会社等を退職して学生となられた方は、①の所得を超えていても退職を考慮した審査が受けられます。ただし、離職票等の添付が必要です。
- ◆対象となる学生は
 

大学(大学院)、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校
- ◆学生納付特例の承認期間は
 

4月(または20歳誕生日)から年度末(3月末)まで
- ◆申請方法
 

昨年度(平成24年度)学生納付特例が承認され、日本年金機構からはがき形式の学生納付特例申請書が郵送された方は、必要事項を記入し、返送することにより申請ができます。

ただし、はがき形式の申請書が届かない方は、学生証(コピー可)または在学証明書、年金手帳、印かん(本人署名の場合は不要)を持参のうえ年金事務所または市民課窓口にて申請する必要があります。

※はがき形式の対象者については、昨年度の学生納付特例申請が平成25年2月初めまでに日本年金機構に到着された方となります

高齢者の相談窓口 地域包括支援センターだより

地域包括支援センターでは、市内で活動している老人クラブやいきいきサロンへ出向いて、健康相談や健康教育を実施しています。

平成24年度は27のクラブとサロンにおじゃましました。地域包括支援センターの職員だけでなく、在宅介護支援センターや健康増進課の職員も参加して、高齢者の方の生活に役立つ情報をお話しています。

- ◆出張相談の時間と会場が変更
 

平成25年度から老人福祉センター「コスモス荘」でも出張相談を開催します。
- ◆4月の出張相談
 

▶日時・会場

  - 4月5日(金)13時30分~15時・老人福祉センター「コスモス荘」
  - 4月19日(金)13時30分~15時・白里公民館

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けています 地域包括支援センター ☎(70)0439 FAX(70)1093 在宅介護支援センターおおみ緑の里 ☎(73)5146 在宅介護支援センター杜の街 ☎(70)1666